

岩手県医療局管理規程第1号

医療局長が保有する行政文書の開示に関する規程及び医療局長が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月11日

岩手県医療局長 佐々木 信

医療局長が保有する行政文書の開示に関する規程及び医療局長が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

(医療局長が保有する行政文書の開示に関する規程の一部改正)

第1条 医療局長が保有する行政文書の開示に関する規程（平成11年岩手県医療局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後		
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）		
開示の実施の方法	区分	単位	金額	開示の実施の方法	区分	金額
複製物の交付	1 <u>フレキシブルディスク</u>	1枚に	40円	複製物の交付	1 <u>光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	1枚につき80円
	<u>カートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	つき				
	2 <u>光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	1枚に	80円			
		つき				
	3 <u>光ディスクカートリッジ（日本工業規格X6277に適合する幅90ミリメートルのものであって、640メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	1枚に	440円			
		つき				
	4 <u>録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物</u>	1巻に	120円			
		つき				

	5	ビデオカセットテープ (日本工業規格C 5581に 適合する記録時間120分の ものに限る。)に複製し た複製物	1巻に つき	190円			
	2	1に掲げる以外の複製物					当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1	乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	白黒	1枚につき	10円 (両面に複写した場合には、20円)	紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1枚につき10円 (両面に複写した場合には、20円)
			カラー	1枚につき	40円 (両面に複写した場合には、80円)		
	2	1に掲げる以外の写し	1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額	2	1に掲げる以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

備考 改正部分は、下線の部分である。

(医療局長が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第2条 医療局長が保有する個人情報の保護に関する規程(平成13年岩手県医療局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後		
別表第2(第11条関係)				別表第2(第11条関係)		
開示の実施の方法	区分	単位	金額	開示の実施の方法	区分	金額

複製物の 交付	1	フレキシブルディスク カートリッジ（日本工業規格 X 6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものであって、1.44 メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1 枚につき	40円
	2	光ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700 メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1 枚につき	80円
	3	光ディスクカートリッジ（日本工業規格 X 6277 に適合する幅 90 ミリメートルのものであって、640 メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1 枚につき	440円
	4	録音カセットテープ（日本工業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複製した複製物	1 巻につき	120円
	5	ビデオカセットテープ（日本工業規格 C 5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複製した複製物	1 巻につき	190円
紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したも	1	乾式の複写機による写し（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒 1 枚につき	10円 （両面に複製した場合にあっては

複製物の 交付	1	光ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700 メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1 枚につき 80円	
	2	1 に掲げる以外の複製物	当該複製物の作成に要する費用に相当する額	
紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したも	1	乾式の複写機による写し（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1 枚につき 10円 （両面に複製した場合には、20円）

のの写し の交付			20円)
	カラー	1枚に つき	40円 (両面 に複写 した場 合にあ っては 80円)
2	1に掲げる以外の写し	1枚に つき	当該写 しの作 成に要 する費 用に相 当する 額

のの写し の交付			
	カラー	1枚につき	40円 (両面に複写し た場合にあつて は、80円)
2	1に掲げる以外の写し		当該写しの作成 に要する費用に 相当する額

様式第1号 (第3条関係)

様式第1号 (第3条関係)

[略]

[略]

[略]	
開示の実施 の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] □複製物の交付 (□窓口での交付 □ 送付による交付) <u>(複製物の区分 □フレキシブルデ ィスクカートリッジ (FD) □光 ディスク (CD-R) □光ディス クカートリッジ (MO) □録音テ ープ □ビデオテープ)</u> [略]
	[略]
[略]	

[略]	
開示の実施 の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] □複製物の交付 (□窓口での交付 □ 送付による交付) [略]
	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の医療局長が保有する行政文書の開示に関する規程別表第2の規定は、同条の規定の施行の日以後

にされた開示請求（情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第6条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録（同条例第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）の開示を受けるものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求（医療局長が受理したのものに限る。）については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の医療局長が保有する個人情報の保護に関する規程（以下「改正後の個人情報保護規程」という。）別表第2の規定は、同条の規定の施行の日以後にされた開示請求（個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第11条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録（同条例第2条第3号に規定する電磁的記録をいう。）の開示を受けるものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求（医療局長が受理したのものに限る。）については、なお従前の例による。
- 4 改正後の個人情報保護規程に定める様式は、第2条の規定の施行の日以後に提出する請求書について適用し、同日前に提出した請求書については、なお従前の例による。
- 5 第2条の規定による改正前の医療局長が保有する個人情報の保護に関する規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。